

新東京国際空港建設実施本部の設置について

昭和42年7月21日
閣議決定

- 1 新東京国際空港の建設について、その具体的な施策の実施を推進し、関係行政機関等相互の緊密な連絡を図るため、国土交通省に新東京国際空港建設実施本部（以下「本部」という。）を設ける。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。
 - 本部長 新東京国際空港建設担当大臣（新東京国際空港建設担当大臣が任命されていない場合にあっては国土交通大臣）
 - 副本部長 内閣官房副長官
国土交通副大臣
国土交通事務次官
 - 本部長 内閣官房副長官補
警察庁警備局長
総務省大臣官房長
財務省主計局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省職業能力開発局長
農林水産省農村振興局長
経済産業省地域経済産業審議官
国土交通省大臣官房長
国土交通省総合政策局長
国土交通省国土計画局長
国土交通省土地・水資源局水資源部長
国土交通省鉄道局長
国土交通省航空局長
千葉県副知事
千葉県警察本部長
新東京国際空港公団副総裁
- 3 本部長は、新東京国際空港の建設実施の推進に関し、必要があるときは、関係行政機関その他の機関の代表者の報告及び意見を求めることができるものとする。
- 4 本部の庶務は、国土交通省航空局において処理する。